Japan Academy of Personal Finance

米国破産法改正問題と クレジットカウンセリングの動向

タヒラ K. ヒラ
アイオワ州立大学

破産手続は債務者に対する救済の一つの手段である。破産手続では、債務者が有する資産を複数の債権者に対してどのように平等に分配していくかが問題となる。

破産手続に影響を及ぼすものとして破産法があげられる。破産法の主旨は国により異なる。そこで、世界各国での破産法の違いを検証すると、いくつかのパターンが発見された。一部の国々では、信用供与が制限されている。信用供与が制限されているため破産の状況も相対的に限られている。同じような状況として考えられるのは、セーフティーネットが整備されている場合である。セーフティーネットは、結果的に破産の発生確率を抑えることになる。しかしながら、信用供与が多額に存在する場合やセーフティーネットが限定的なものにとどまっている場合は、結果的に破産件数が多くなるだろう。破産法について議論する場合、まず第1に、国、社会に限らずその主旨が重要になる。たとえば、罰則規定を重点的に取り扱う場合も考えられる。あるいは消費者保護に主眼をおく可能性もある。しかしながら、保護そのものの本質を考えると、破産の原因を解明し、同じ状況に再度陥ることがないように解決していくことまで検討しなければならないのである。

アメリカでは、モーゲージ・リファイナンシング、つまり住宅ローンの借り換えが盛んに行われている（図Ⅰ参照）。その総額は何十億ドルにも上る。持ち家を担保に借入をし、クレジットカードで残高を全て返済する。借り替え現象が活発化すると延滞、さらには破産が多く発生する。この借り換えのプロセスを、クレ

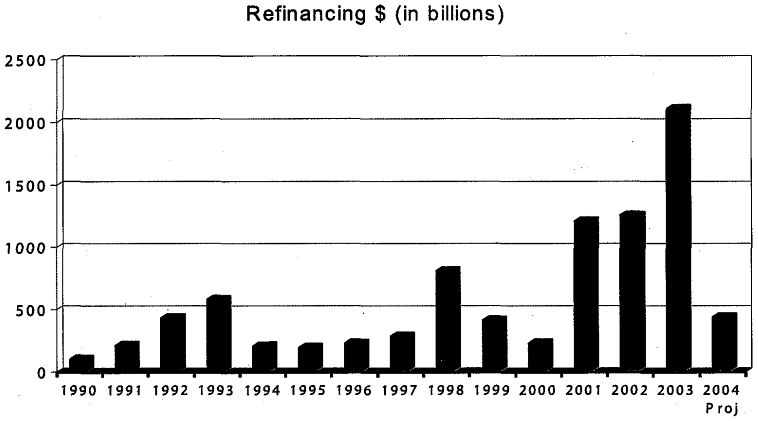

図Ⅰ　Mortgage Refinancing: A Benefit? (*cont.*)

NII-Electronic Library Service

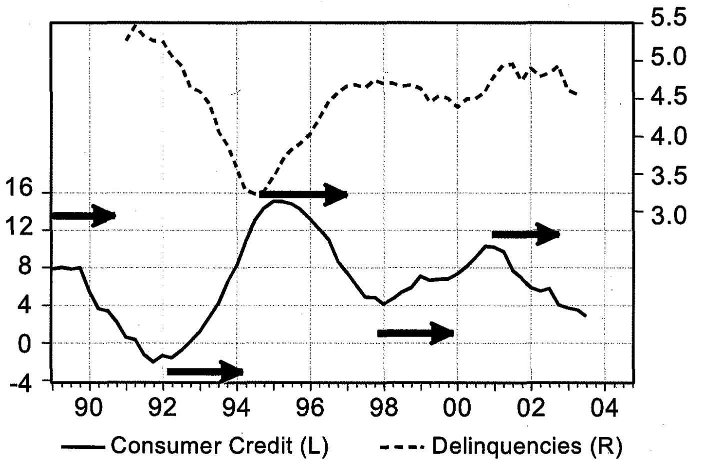

Credit card delinquencies at commercial banks; Mayfield, CIRC, October 2003

図Ⅱ　The Connection between Consumer Credit Growth and Delinquencies

ジットカウンセリングの立場から検討する必要がある。

また、消費者に対する与信総額が増額すると、信用の質は劣化する傾向にある（図Ⅱ参照)。なぜなら与信行為を積極的に行うことが、リスクを増加させることになるからである。つまり延滞、破産件数が増加する可能性が増大するのである。

図Ⅲは、個人の月々の返済額がどのように破産に影響を及ぼすかを示している。月々の返済額が上昇すると、破産件数もそれに合わせて上昇している。信用供与額だけでなく、返済負担も高まる。

表Ⅰから一般の消費者の破産申請に対する認識の変化を検討すると、以前に比べて破産申請に対してリラックスした姿勢（申請に対する抵抗感の低下）へと変化していることがわかる。破産申請が広く一般的に受け入れられているのである。破産申請者に対するインタビューでは、破産申請に際して最も苦しいのは、破産申請をするか否かという決断であった。しかしながら、決断後の破産申請の段取り、手続はそれほど困難なものではなかった。しかしながら、全体の半数弱の人が、破産申請により社会から見下されることになると認識している。全体の４分の１に上る人が、個人破産申請をしなければならなかった事実が人生の失敗の証であるという見方をされても仕方ないと回答している。しかしながら、もし再度苦しい状況に陥った場合もう一度破産申請をするかという質問に対して、大半が破産申請をするだろうと回答している。事実アメリカでは、繰り返し破産をする人が10%ないし、15%存在するのである。

アメリカの場合、破産の圧倒的な部分を占めているのが、個人による自己破産申請である。破産申請の90%強がそれに該当する部分である。その申請に必要な時間は相対的に短時間である。大半の該当者（70%）は７章破産申請をしている。７章破産により、債務が全額免除になる。自己破産申請そのものは難しいものではない。しかしながら、その金銭的負担や損失は、債権者側が最終的に損失として被らなければならない債権額にとどまるものではない。破産申請には何百万ドルものリーガル・コストがかかるのである。平均的な自己破産申請の場合、司法判断に伴うコストは60万ドルである。しかしながら、最終的な負担は数字で計ることのできるものばかりではない。数字に置きかえることの出来ない難しさが、現状の深刻さを表しており、数字では計ることのできない部分が一番肝心である。最終的に破産申請をする５年ないしは、７年前から個人は苦しんでいるとい

NII-Electronic Library Service

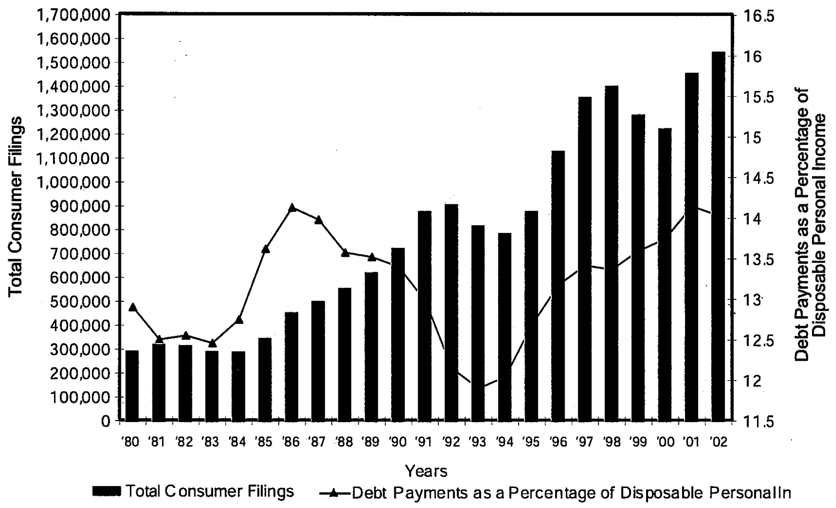

図Ⅲ Influence of Total Consumer Debt on Bankruptcy Filing Trends by Year (1980-2002)

う調査結果がある。たとえば、健康が阻害される、家庭内暴力、集中力がとぎれ事故を起こしてしまう、といったことが報告されている。あるいは重度のうつ病にかかってしまう、自殺行為なども報告されている。表面上、個人による破産申請数は、150万人といわれているが、数字だけをとらえて分析するだけでは不十分である。一人の人が自己破産申請を正式にするのであれば、その背後には5名ないし7名の破産申請予備軍がいると考えるのが妥当である。つまり、破産予備軍問題を解決する場合、破産申請をする人達だけでなく、延滞債務者を考慮に入れることが重要になってくるのである。

個人破産の申請者にはいくつかの共通項が存在する。まず第1の共通項は、返済できないほどの多額の負債を抱えていることである。しかしながらその原因は様々である。不慮の事故による場合、あるいは無知が原因、あるいは意図的に返済できない額を借り入れてしまったなど、原因は多種多様である。原因が様々であるから、アドバイスを与える側も、それぞれの状況に合わせたソリューションを提案しなければならない。つまり、単に破産申請を進めることが解決策ではないのである。

個人破産の原因は、内的なものと内的なものとに分類できる。たとえば、個人の性格が原因

表Ⅰ Current Attitudes toward Bankruptcy

- About half (46%) believe that bankruptcy is “more acceptable now than it was 10 years ago”
- About half (47%) saw bankruptcy as being a “financial decision like any other”
- The majority (57%) agreed that “bankruptcy is a way to start over and to overcome past misfortune”
- About one quarter (26%) thought that bankruptcy was a “sign of personal failure”
- About half (47%) believed that others “looked down on it”

Robinson, *Insolvency Bulletin,* 1998

NII-Electronic Library Service

でそのような状況になってしまう場合もあるし、家庭環境が問題となる場合もある。これらは全て内的な要因としてまとめられる。外的な要因としては、経済、社会、業界側（マーケティング）、などが挙げられる。

現在アメリカは負債額の拡大が顕著になっている。与信側にも問題の一端がある。しかし債権者だけに問題があるわけではない。確かに、いろいろなマーケティング活動が展開されることにより、このような状況に陥る個人が生まれる場合もある。つまり、将来を見据えて計画できる消費者でないと通用しない時代になってきているのである。実際、誘惑の種が溢れており、計画していなかったが衝動買いをしてしまう、という現象が多々発生している。

アメリカの場合、特別な人がこのような状況に陥るのではない。一般的な人が陥っているのである。また最近の現象として、女性、若い人、自営業者の占める割合が大きくなっている。なかには、その苦しい状況を克服することができる人も存在する。しかし、克服できない人が存在するのも確かである。克服できる人とできない人の違いは何であろう。これは非常に興味深い研究テーマである。

現在、アメリカでは破産法改正について議論が行われている。アメリカでの破産法改正の基本的な主旨は、従来の容易に行うことが可能な自己破産申請を抑制することである。個人が保有している資産調査を厳格に行う、あるいは居住地域において一定の所得水準に満たないかどうか、確認する。どうしてそのような状況に陥ったか厳格に調査することにより、当該個人が不正により負債を蓄積している場合、破産プロセスの対象外にする。破産法の改正にはまだ問題も残っている。たとえば、個人に対し住宅をどこまで資産として認めるかについては、各州様々な取り扱いをしている。全く認めていない州もあれば、何百万ドルと認めている州も存在する。

担保権行使・差し押さえの限定についても議論がある。たとえば、1万ドルの自動車を買ったとする。同時にローンも引き出していて、その総額が1万ドルとしよう。もともと1万ドルから出発して、2年経過した。現在の自動車の価値が5000ドルに下がっているという状況を仮定する。5000ドルに対して、担保が設定されている部分に関しては、債権者は担保権を行使することによって回収することができる。残りをどのようにして回収するのかが問題となる。今回の破産法改正の動きを考えると、主旨は運用を厳格にするところにある。回収が非常に困難になった債権者としては、今まで裁判を起こす前に債務者と折衝することにより、契約通り返済する約束を書面で取り付けるという処理が行われてきた。これを奨励しない制度に変えるというのが一つの大きな主旨である。

クレジット会社は、月々の最低返済額を返済し続けるのは消費者にとって有害なものとなり得ると書面で書くべきである。また、消費者に対しては、破産申請をする前にクレジットカウンセリングを受けることを義務づける。さらに債務免除後、教育を受けるべきであろう。法改正による効果がうまれるかどうかは、いくつかの条件に依存する。たとえば、経済環境の変化が一つの条件としてあげられる。現状は13章破産を奨励する方向に加速している。しかしながら、13章申請者のうち成功裏にプロセスを完了しているのは3分の1のみである。

自己破産手続は有効なツールとして存続すべきであると考える。ただしそれと同時にカウンセリングが非常に重要になるのである。自由経済、自由市場である限り債権者、債務者双方が一定のリスクを負わなければならない仕組みになっていることから、破産行為は最終的に認められるべきである。困難な状況に陥ってしまった一部の人達に対して自己破産申請という手続も救済のツールとして存続すべきである。ただし、そのプロセスを経て債務が免除されても、

NII-Electronic Library Service

根本的な問題が残されたままである。債務免除後、どのようにアドバイスしていくかが重要なのである。

今まで米国の状況について議論してきた。しかしながら、アメリカは唯一といっても過言ではないほど簡単に破産申請ができる国である。ヨーロッパでは破産申請が社会的に受け入れられ難い状況にあり、破産申請のような制度が定着していない。アメリカは再度逆戻りをする、つまり容易に破産申請ができないような制度に転換しようとしている。アメリカのこの方向転換は非常に有効であると考えられる。アメリカであれ、日本であれ、今日の社会は複雑な制度の下に成り立っている。これは個人向けのファイナンスサービスでも同様である。だからこそ、きちんと情報を与えられ、個人が判断できるだけの教育、アドバイスを受けられるような社会を考えなければならない。どこまで制度を整備しても、啓蒙活動を展開しても結果的に困難な状況に陥る人が生まれてしまうのが現実なのである。そのような個人をどのように、できるだけ早く救済していくか考えなければならない。早い時期に教育を行う程、成功の確率も上がる。それでもやはりケースバイケースで判断しなければならない。社会の当事者全員が、立場に関わらず責任があるのは当然のことであり、社会的に整備する必要があるのはいうまでもない。その中で、業界側、会社側としてできることがある。業界の一般的な組織を考えてみると与信部、回収部と部門が分れているのが一般的である。しかしながら、相互の連携を高めていく必要がある。与信部は、ローンにより将来的に問題を生み出す可能性を左右する場であり、逆に回収部は問題を解決する部門になるものと考えられる。しかしお互いの間で情報を交換する、コミュニケーションをすることによって最終的に有効な制度になるのである。

この分野は、学会としても研究の歴史が浅い。ここ30年アメリカでは研究が行われてきたものの、複数のファクターがどのように作用しているのかについては研究が進んでいない。現象をとらえ、説明を展開していくのは容易であるが、そこに存在するファクターを整理し、体系的にリサーチして検証することが、今後の課題である。

NII-Electronic Library Service